

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蝶田昭史

第14回

税務調査のデメリット ～痛い！風評被害～

今回は、前回と前々回の続きである税務調査の頻度を減らす。反対に、適正でない事業者に対する税務調査頻度は増やす”

ので、今回は税務調査のデメリットについて解説したいと思います。特に

申告なら調査頻度減らす”という記事が掲載されました。記事の内容を要約すると、税務署の人手不足により、すべての事業者に対しても正規の税務調査が難しくなってきたため、税務会計処理が適正である事業

優良企業に優しく、適正しかし、適正申告事業者の延長は1年間に過ぎないとの記載もあります。

“アメとムチ”的アメも大したアメではない様相

が何か悪い事をしているのではないか?”などの風評が発生してしまいます。

この方針転換から、適正事業者か否かの格付けを複数いただきました

日本経済新聞に「国税、2017年3月15日の

【事務所紹介】蝶田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%！従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F（今年も蝶田事務所在のTOCビルにて税理士試験が行われました！）、03・3490・3321-7、ぜひホームページをご覧ください。<https://www.hiruta-kakutei.com/>

増えました。「10年以上稅務調査が来なかつたのに来た」という声も多く聞きました。現在はコロナ対策により稅務調査は小休止となっていますが、コロナ後は從前のよう稅務調査頻度は増えます。

しかし、社外の風評被害が発生する

が、確かに酷い影響を及ぼします。なんと！稅務調査が取引の実態確認の為、取引先を訪ねてしまって（これを反面調査といいます）。

これは、法律で定められた調査官の権利で、法律（国税通則法第74条の2）で規定されています。

【事務所紹介】蝶田昭史税理士事務所、顧問先数450社で税務調査省略率100%！従業員数25名、品川区西五反田7の22の17 TOCビル11F（今年も蝶田事務所在のTOCビルにて税理士試験が行われました！）、03・3490・3321-7、ぜひホームページをご覧ください。<https://www.hiruta-kakutei.com/>

他の物件の検査、その物件の提示や提出を求める事ができる】さて、反面調査に入ら

てしまったケースもあります。

そもそも、今回のテ

マである稅務調査を省略

する書面添付を行ってい

れば、以上の風評被害のリスクを回避できるので

はないでしょうか？

どう思うでしょうか？

「あの会社は稅務調査でトラブルっているな？」

か？」「あの会社のせい

だ」と変な逆恨みを買っ

てしまったケースもあります。

そこで、反面調査に入ら

れる取引先の社長さんは

どう思うでしょうか？

「あの会社は稅務調査

に入ら

れた取引先の社長さんは

どう思うでしょうか？

そこで、反面調査に入ら

れる取引先の社長さんは

どう思うでしょうか？

「あの会社は稅務調査

に入ら

れる取引先の社長さんは

どう思うでしょうか？

「あの会社は稅務調査

に入ら